

市町村における社会教育委員制度の活用の課題と
これからの方向性について

〈報告書〉 素案

平成28年3月

愛知県生涯学習審議会社会教育分科会

目 次

はじめに	1
I 平成26年度愛知県社会教育委員実態調査の概要	2
II 平成26年度愛知県社会教育委員実態調査の結果と考察	3
III これからの方向性について（提言）	14
資料編	17
・平成26年度 愛知県社会教育委員実態調査結果	18
・愛知県社会教育分科会 委員名簿	28

はじめに

社会教育委員の職務については、社会教育法第17条において、次のように定められている。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

社会教育委員は、住民と行政とを結ぶ架け橋となり、教育委員会の諮問に対して意見を述べるとともに、さらにはこれらを行うために必要な研究調査を行うこととされている。しかし、実際には、社会教育委員による研究調査が十分に実施されていないなど、制度の形骸化が危惧されている。超高齢社会、人々のかかわりの希薄化など、「現代社会の喫緊の課題」が深刻化する中、住民ニーズを行政に反映させていくうえで、今こそ社会教育委員制度の理解と活用が求められている。全国的に見れば、社会教育が盛んな県では、高齢者の学習活動が盛んで、その結果、高齢者にかかる医療費も低くなるという好循環をもたらしている。しかし、一方では、市町村の社会教育委員の数が減少し、社会教育委員制度そのものが廃止された市町村が現れるなど、社会教育委員の制度の見直しが進む現状もある。

以上のような状況を踏まえ、愛知県生涯学習審議会社会教育分科会では、調査・研究事業の一環として、平成26年度に「市町村における社会教育委員制度活用の課題と在り方について」を協議題として設定し、この中で、

- ① 社会教育委員の効果的な人選の在り方
- ② 社会教育委員の研修の在り方
- ③ 現代的課題にスピード感をもって対応し、市町村施策に反映させられる社会教育委員制度の在り方

などについて、県内市町村の実態調査を行い、これからの社会教育委員制度はどうあるべきか、社会教育委員は豊かな社会の牽引役としてどのように活動すればよいかについてまとめた。県及び県内の市町村の社会教育委員が、互いに切磋琢磨しながら、この報告書を有効に活用し、社会教育の一層の充実と、人々が学びを通して豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて御活躍いただくことを切に願うものである。

平成28年3月

愛知県生涯学習審議会社会教育分科会
会長 松田 武雄

I 平成26年度愛知県社会教育委員実態調査の概要

1 研究調査テーマ

「市町村における社会教育委員制度活用の課題と在り方について」

2 調査目的

格差社会、超高齢社会の到来、地域の絆の希薄化など、今日的課題が山積している中で、市町村社会教育委員の役割は益々、重要になってくる。そこで、愛知県生涯学習審議会社会教育分科会では、県内市町村社会教育委員の現状について調査し、効果的な取組の事例を探し出すとともに社会教育委員のあり方についてとりまとめる。

3 調査期間

平成26年11月21日～12月24日

4 調査基準日

平成26年10月1日現在

※その他、必要の場合、設問に期間を指定

5 調査対象

・市町村社会教育委員担当事務局

西尾張	東尾張	西三河	東三河	合計
14人	22人	9人	8人	53人

・市町村社会教育委員

西尾張	東尾張	西三河	東三河	合計
161人	280人	111人	92人	644人

6 回答者数

・市町村社会教育委員担当事務局 53人（回収率100.0%）

・市町村社会教育委員 541人（回収率84.0%）

7 調査項目

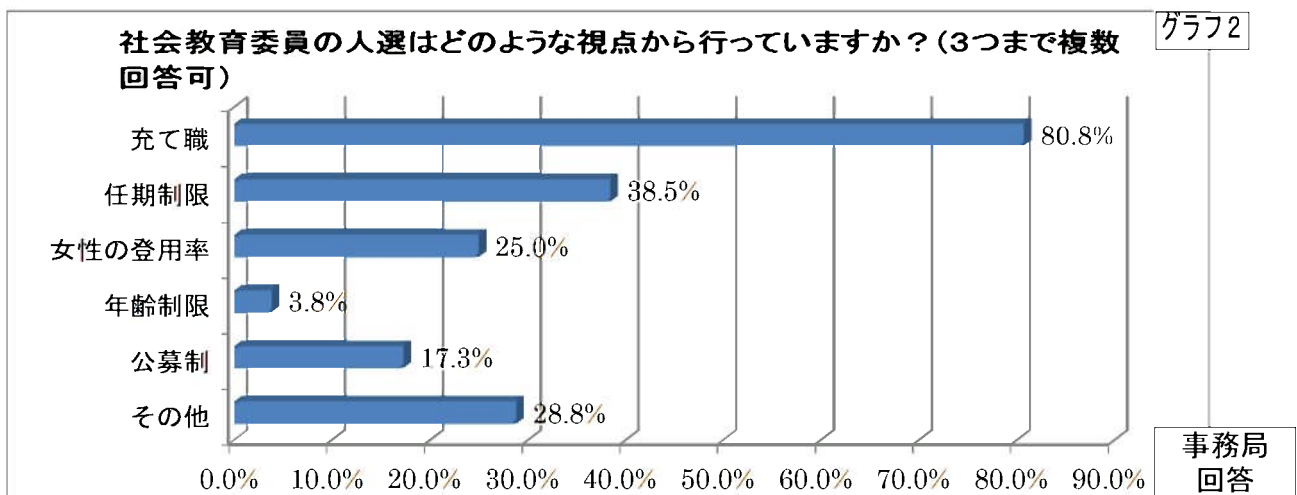
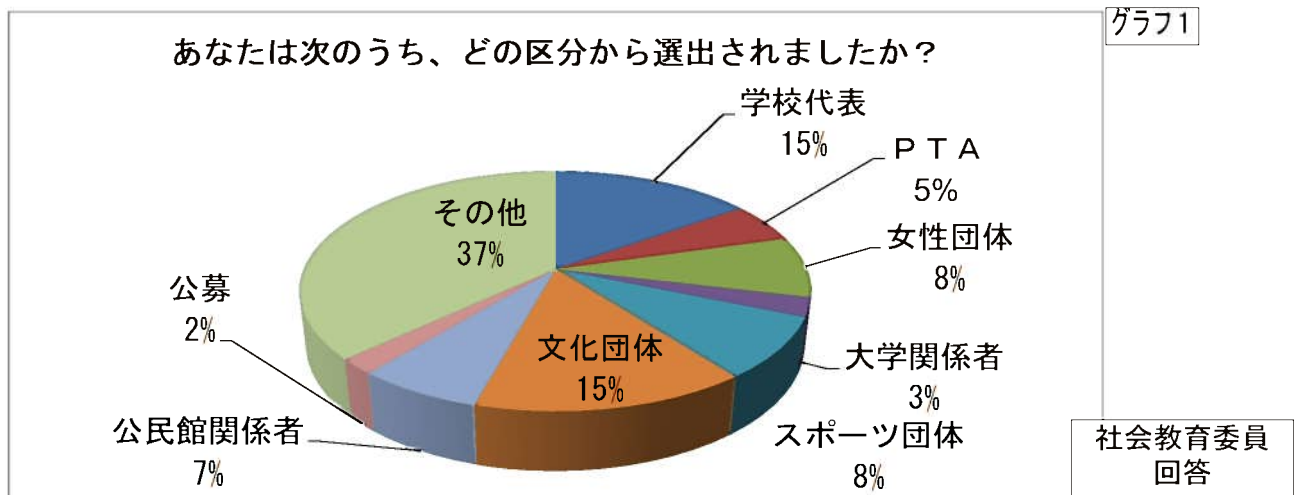
- (1) 社会教育委員会議の構成について
- (2) 社会教育委員会議の様子について
- (3) 研究調査活動について
- (4) 社会教育委員の研修について
- (5) 社会教育委員会議の意見の反映方法について
- (6) 社会教育委員の活動について

II 平成26年度愛知県社会教育委員実態調査の結果と考察

1 社会教育委員の人選について

社会教育委員の人選については、グラフ1のとおりであり、51%が、学校代表、PTA、女性団体、スポーツ団体、文化団体などの現在ある諸団体から選出されている。グラフ2の事務局の人選の視点からは、充て職からの登用が多く、社会教育委員の任期を設けて、委員交替を行う市町村は38.5%となっていることがわかる。また、男女共同参画社会の実現に向け、女性の登用を求める視点もある。なお、年齢制限を設けている市町村は少なく、公募制を視점에掲げている市町村は回答数中の17.3%であった。

社会教育委員を、充て職により選出することの長所は、それぞれの団体の事情をよく知った委員が、社会教育施策を審議する上で、より専門的な立場からの意見を述べられることがあげられる。しかし、委員の任期が、充て職の任期に左右されるため、社会教育や地域のことを理解し、新たな取組を行おうとする頃には、交替しなければならない場合が起こりうる。



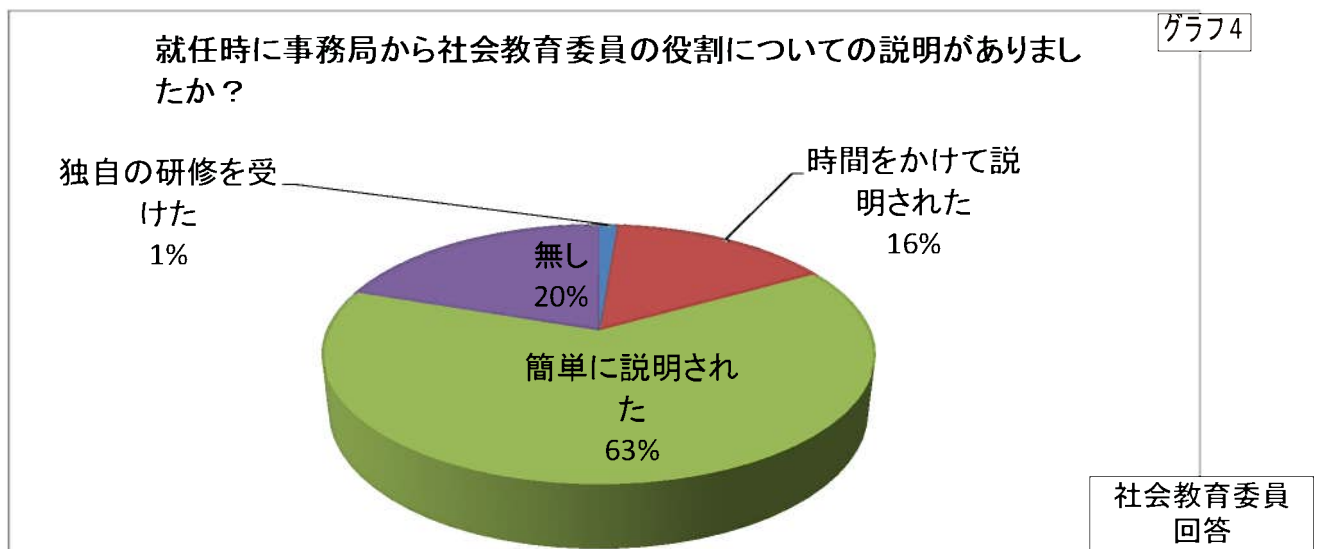
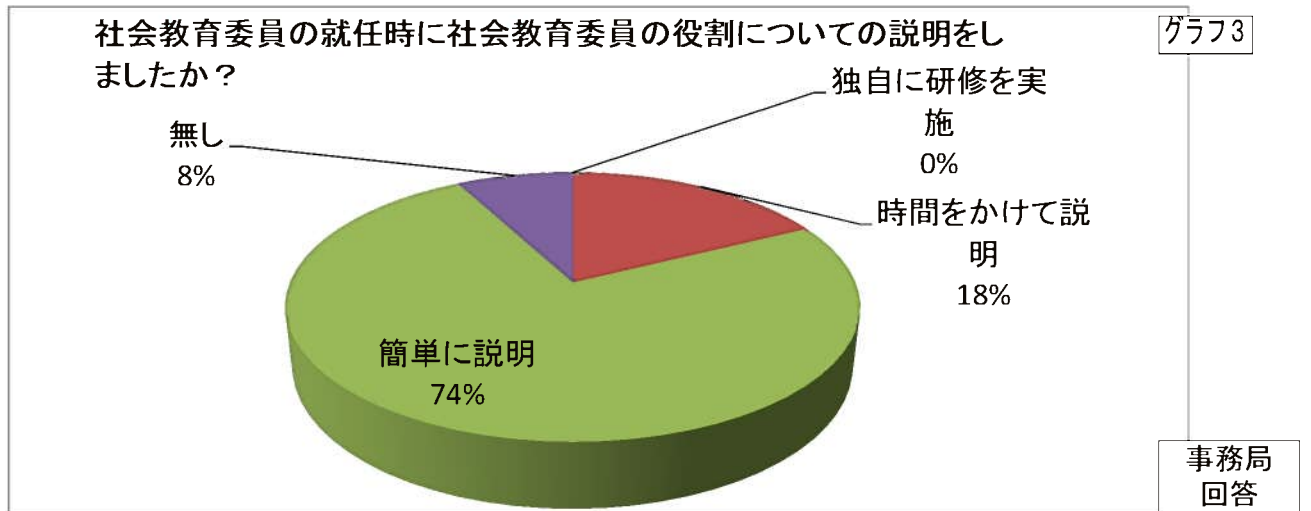
2 社会教育委員の役割の認識について

グラフ3、4の結果からは、「時間をかけて説明」と回答している事務局や委員はともに20%を割り、そのほとんどが「簡単に説明」と回答している。特に「説明無し」と回答した委員は20%にもかかわらず、事務局は「説明していない」が8%にすぎず、事務局の説明不足を示している。

社会教育委員の職務は、社会教育法の規定から、主に、

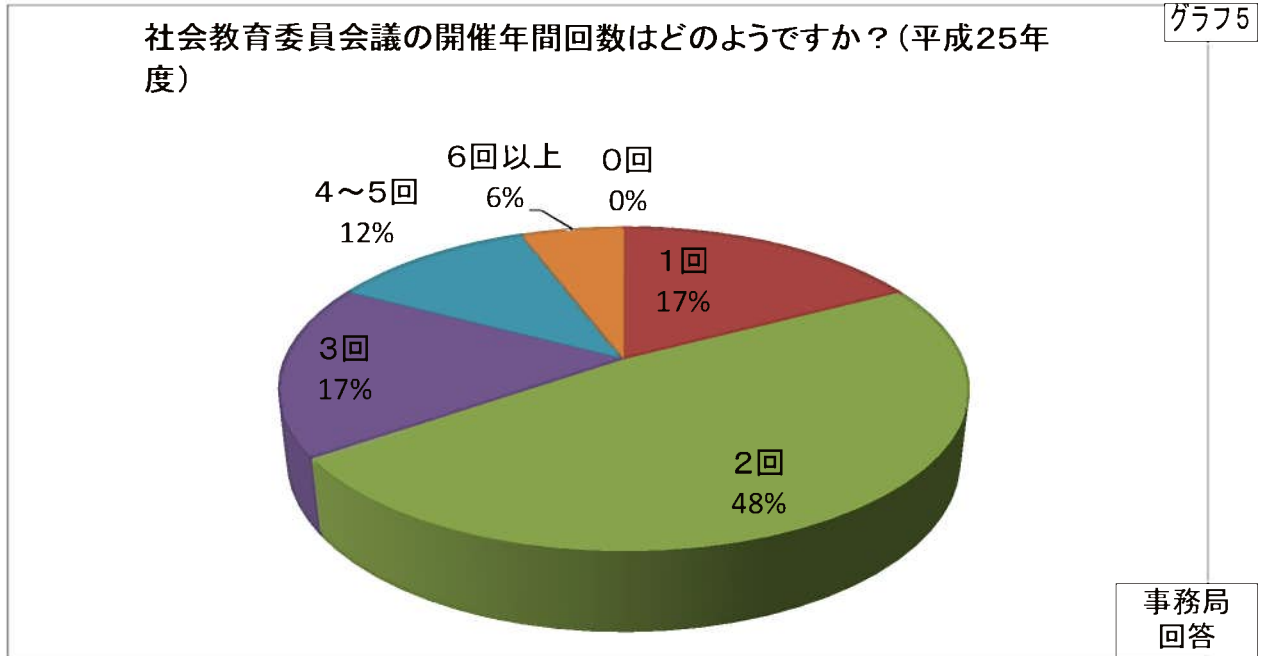
- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- とされている。

「社会教育とは何か」「社会教育委員として何を為せばよいのか」について十分に時間をかけて説明するとともに、社会教育委員としての資質向上のため、定期的に質の高い研修を行い、さらに、社会教育委員間の情報交換の場が必要と思われる。



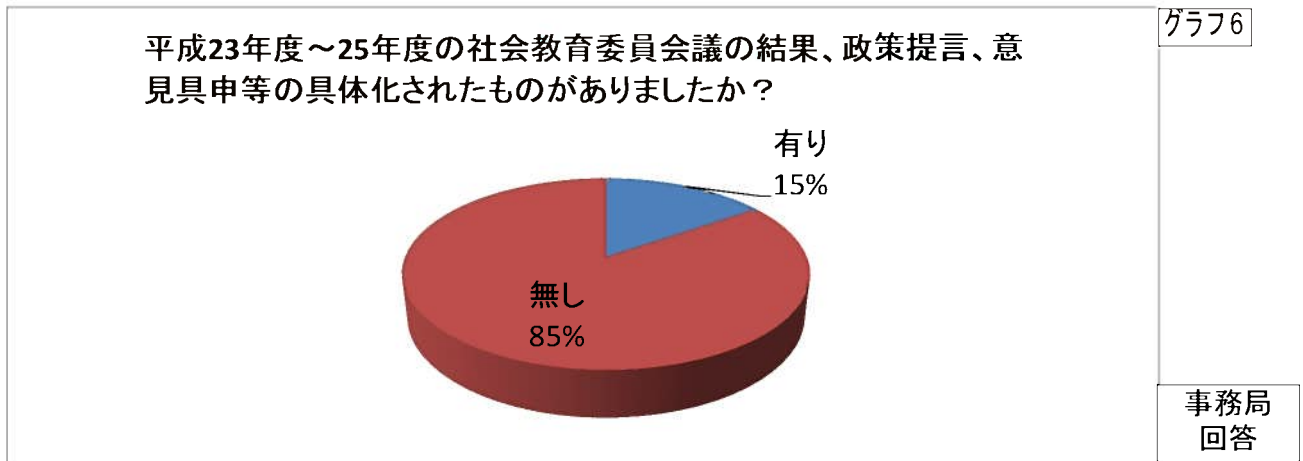
3 社会教育委員会議の年間開催回数及び社会教育委員の活動について

グラフ5の事務局回答の結果から、82%の市町村が、社会教育委員会議の年間開催回数が1～3回と回答しており、4回以上の市町村はわずか18%であった。なお、平成17年度に実施した愛知県社会教育委員連絡協議会（以下「県社連」という）の調査では、4回以上が24%であり、会議の縮小傾向がみられる。

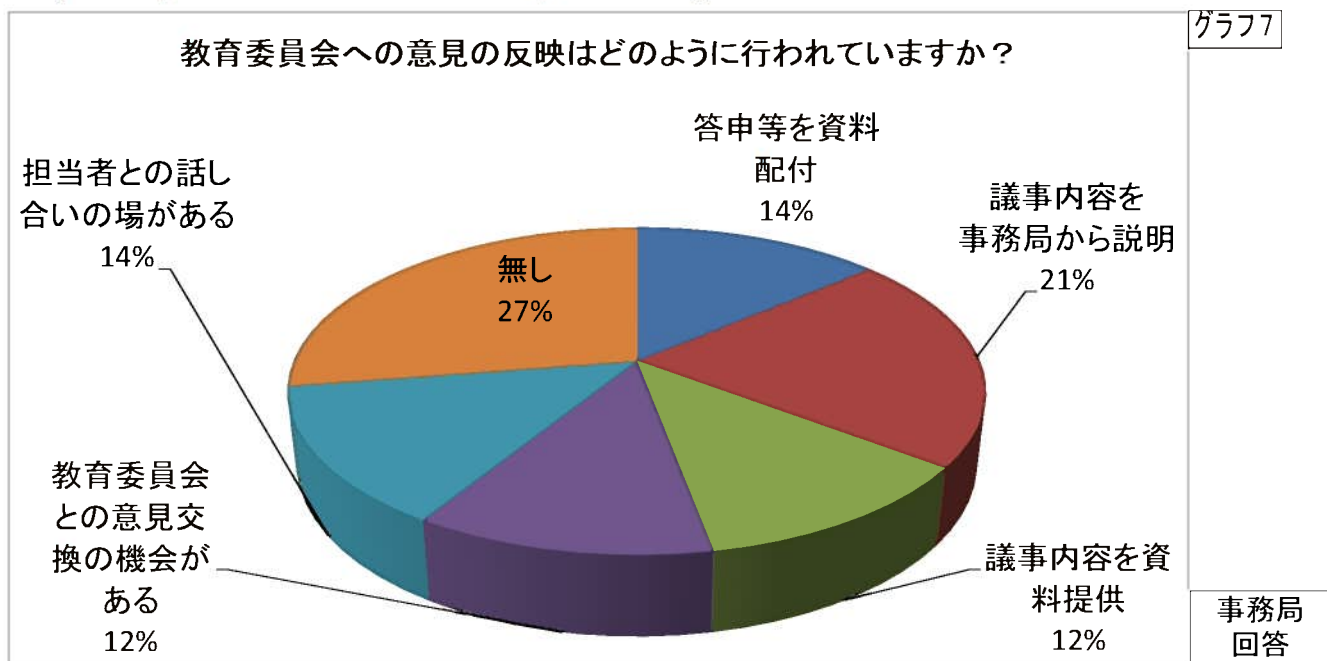


社会教育委員が主体となり、市町村社会教育施策について、意見具申を行ったり、研究調査を実施したりする場合、1～3回の開催では難しいと考えられるが、8割余りの市町村が、わずかな回数しか行っておらず、その内容は、社会教育団体への補助金の承認や、社会教育施策の計画、実施の協議が中心となっていると思われる。グラフ6の平成23年度～25年度の「政策提言、意見具申等の具体化されたものがありましたか？」の回答で、85%の市町村が「無し」と答えていることから、そのことが裏付けられる。

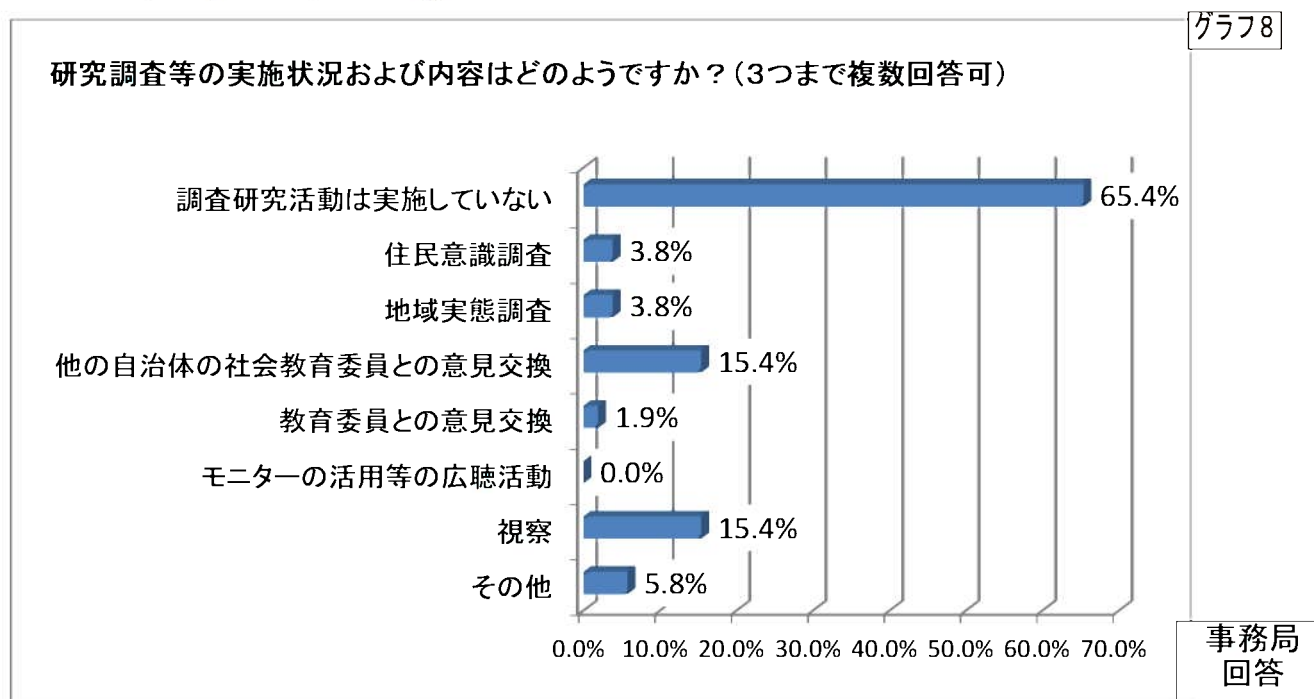
3年間にわたり政策提言、意見具申が無いという結果は、大部分の県内市町村の社会教育委員制度が形骸化しているといえる。



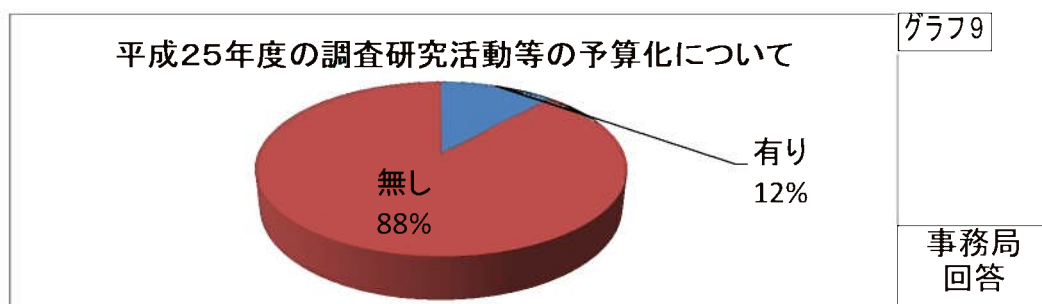
また、グラフ7の教育委員会への意見の反映方法に対する回答からは、「答申等の資料配付」が14%あることを含め、「議事内容を事務局から説明する」が21%、「議事内容を資料提供」が12%と、全体の1/2が一方的な報告にとどまっている。なお、「教育委員会との意見交換の機会がある」「担当者との話し合いの場がある」と回答した市町村は合計で26%と少ない。



次に研究調査等の実施状況である。グラフ8の事務局回答からは、半数以上の65%が調査研究活動は実施していないと回答している。残りの内訳を見ると、住民意識調査、地域実態調査が4%、視察、他の自治体の社会教育委員との意見交換が、それぞれ15%となっている。



平成25年度の調査研究活動の予算化についてのグラフ9からは、88%の市町村が「予算無し」と回答しており、そもそも調査研究活動が、予定にない状況であることがわかる。



以上、アンケートの結果をもとに考察してきたが、意見具申、調査研究事業など社会教育委員が主体となる活動は、ほとんど見られず、生涯学習の施策に対する説明を受け、その協議が主な役割となっていることがわかる。

生涯学習の施策に対する協議及びその了承は、必要な事項ではあるが、社会教育委員は地域社会と社会教育行政を結ぶ「架け橋」として、地域の課題を見つけ、研究調査、検討を行い、教育委員会に意見具申を行うことにより存在意義が発揮されるものである。

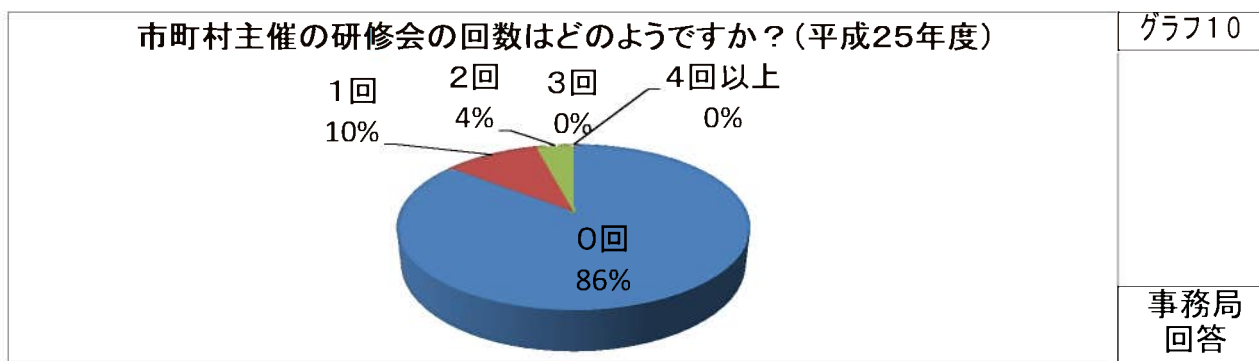
4 社会教育委員の研修について

社会教育委員制度の成否の鍵は、委員としての人材育成にあると考える。

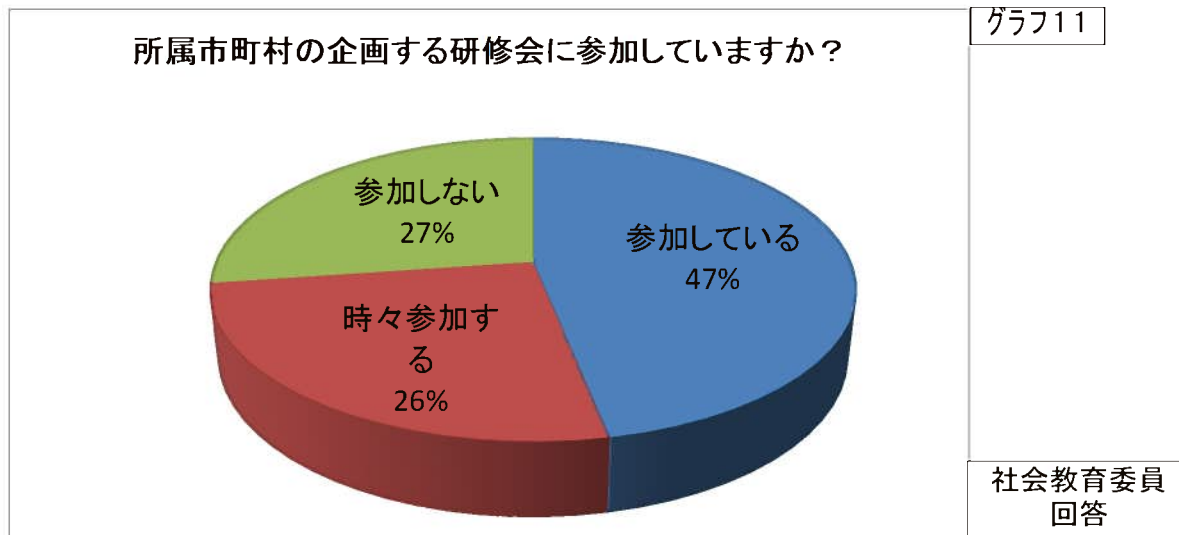
グラフ10の結果は、市町村主催の研修会の回数を事務局に問うたものである。その結果、年2回開催と答えたのが4%、1回と答えた市町村が10%であり、86%の市町村が開催していないと答えている。

ただし、実際には、市町村で開催されていなくても、県社連の研修会が年2回、県社連支部での研修会が年2回の計4回開催されており、そちらに参加しているという報告もある。しかし、実際は、各種研究大会への参加費の予算措置がされていない市町村が増加している。他の自治体の社会教育委員との交流や意見交換の場を設けることが重要であり、その役割を果たしている県社連の活動のさらなる充実が期待される。

なお、県社連の研修会は、その内容を見ると、一般教養をテーマとした講演会等もあり、内容を見直すことが望まれる。

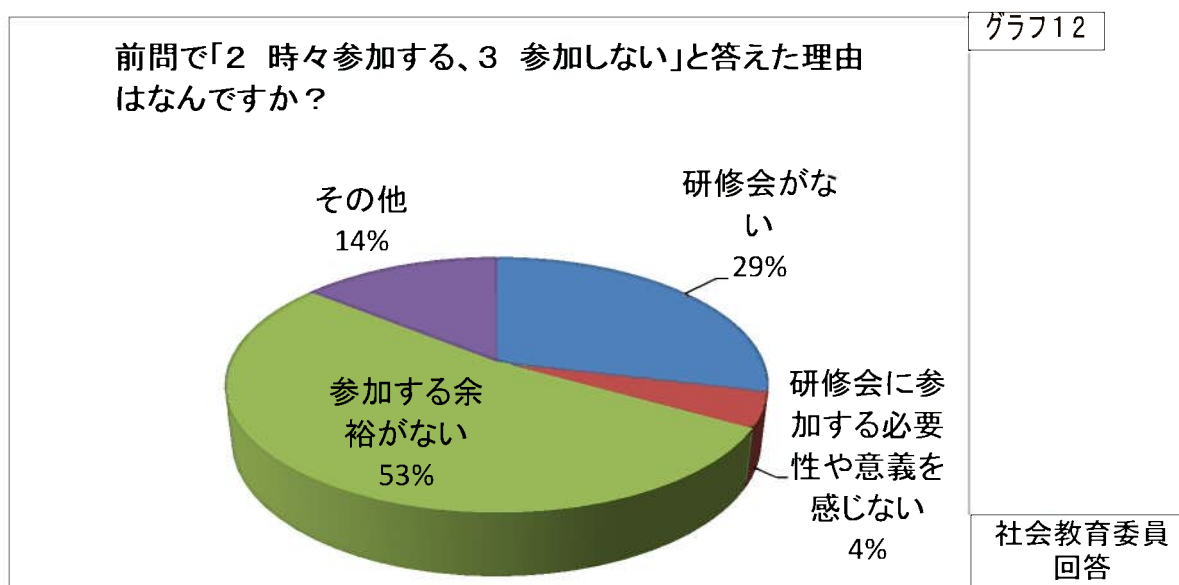


グラフ11の結果は、社会教育委員の研修への参加率を表しているが、約半数の社会教育委員しか参加していないという実態がある。グラフ10でわかるように市町村主催の研修会が、ほとんどないことから、県社連での研修会等がそれに代わると考えられるものの、その参加率も約半数という結果である。



グラフ12のとおり、参加できない理由は、「研修会がない」「参加する余裕がない」ことが挙げられている。「参加する余裕がない」と回答した理由として、平日に開催する研修会は本来の仕事のために参加できないことが多いという答えがある。これは、他に仕事をもつ充て職による選出の短所である。一方で、4%の委員が「研修会に参加する必要性や意義を感じない」とある。

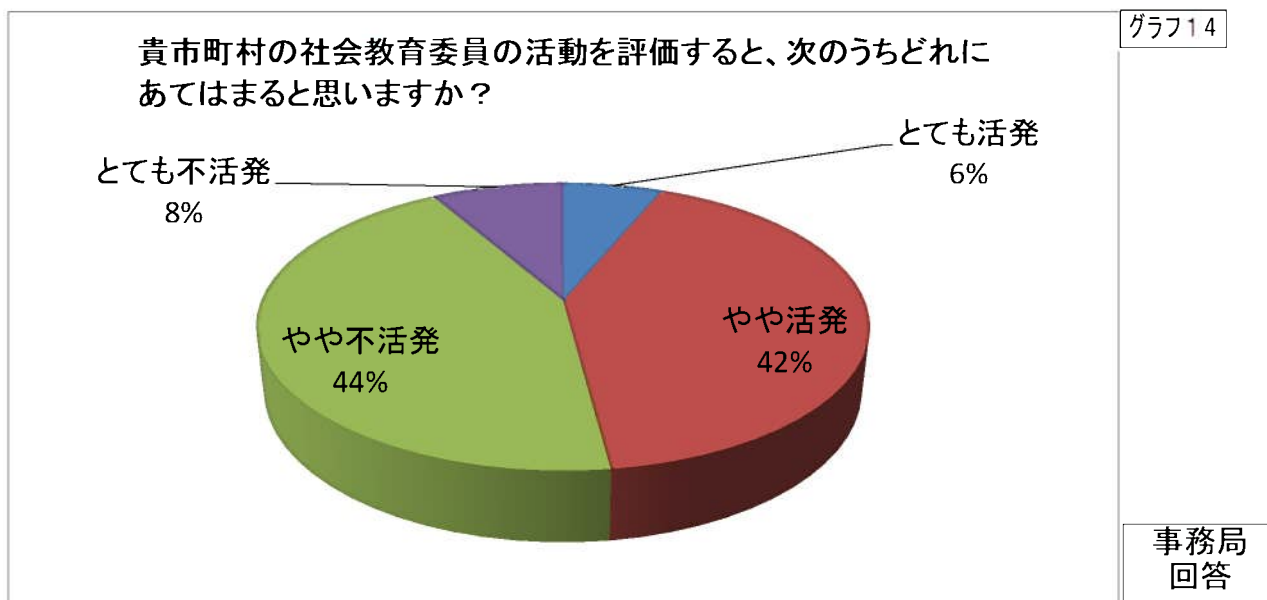
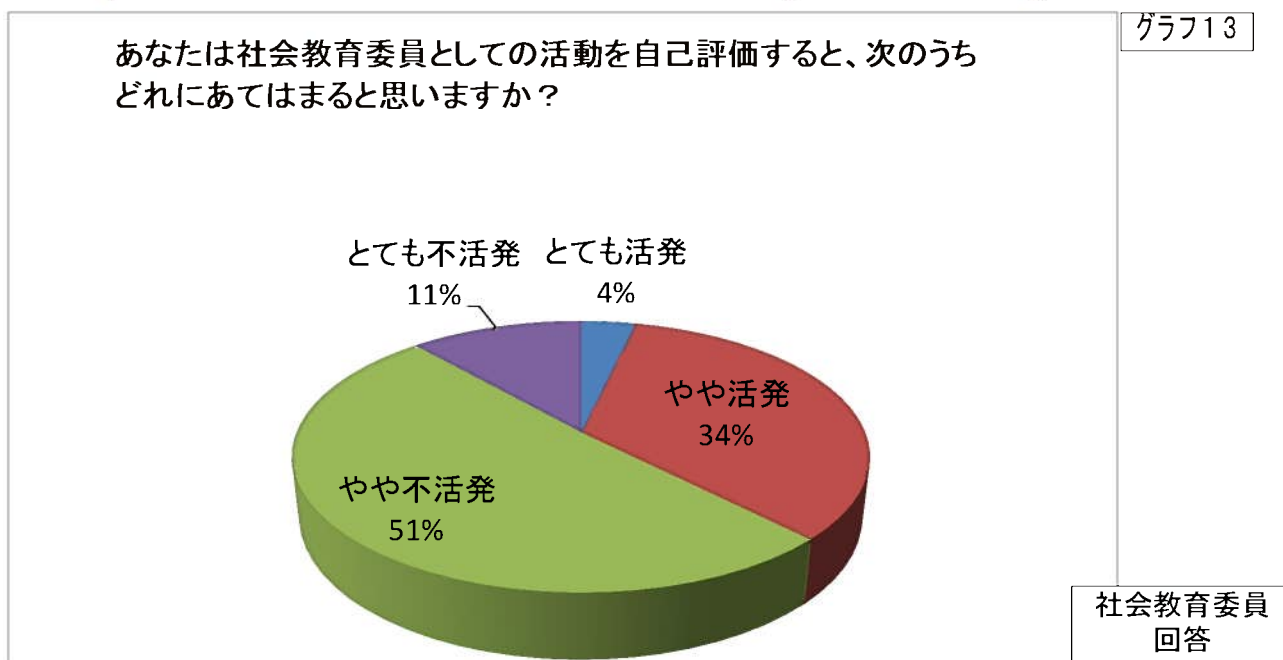
記述式の回答を見てみると、ある委員からは「社会教育委員として何もしていない。1月は成人式があり手伝う予定でいるが、あと3ヶ月何をやるのだろうかと思っている」など、社会教育委員制度を活かしていない現状がある。



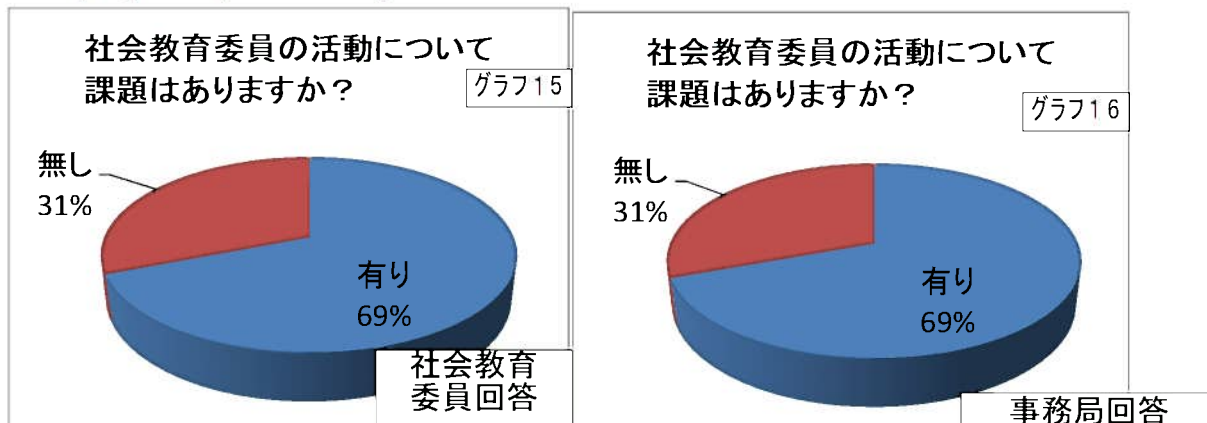
社会教育委員は、地域の人づくり・絆づくり、そして地域をよりよいものとするため、主体的な活躍が期待されており、社会教育委員には、事務局が委嘱時に丁寧な説明をすることで、その役割を自覚してもらう必要がある。

5 社会教育委員制度の課題について

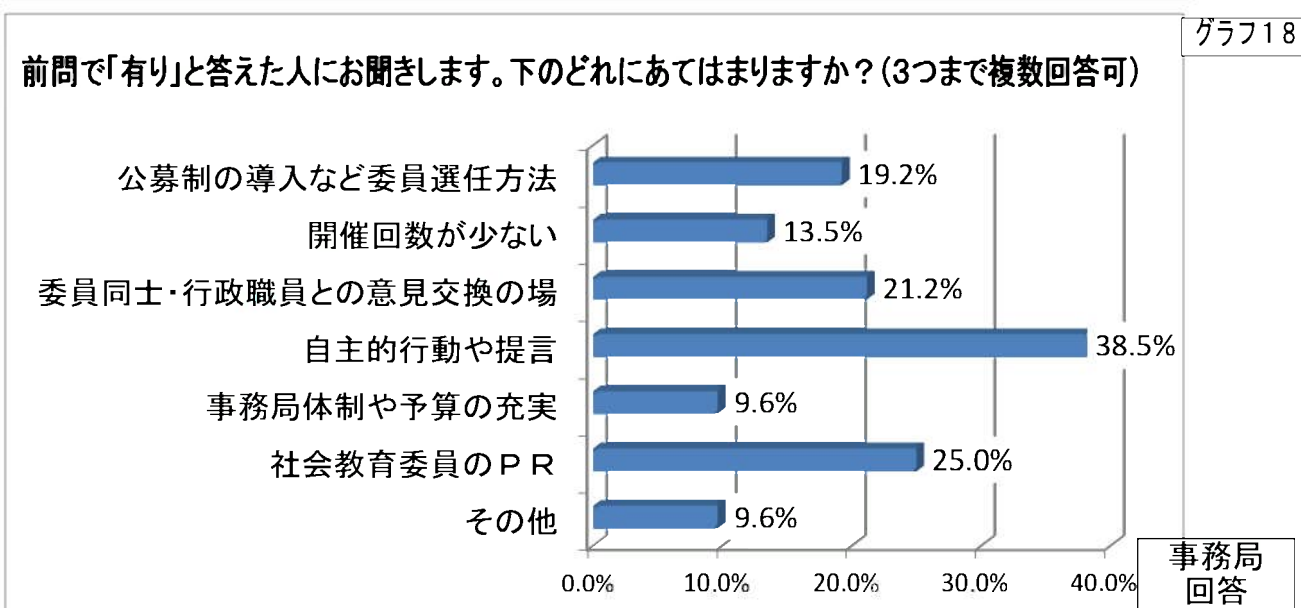
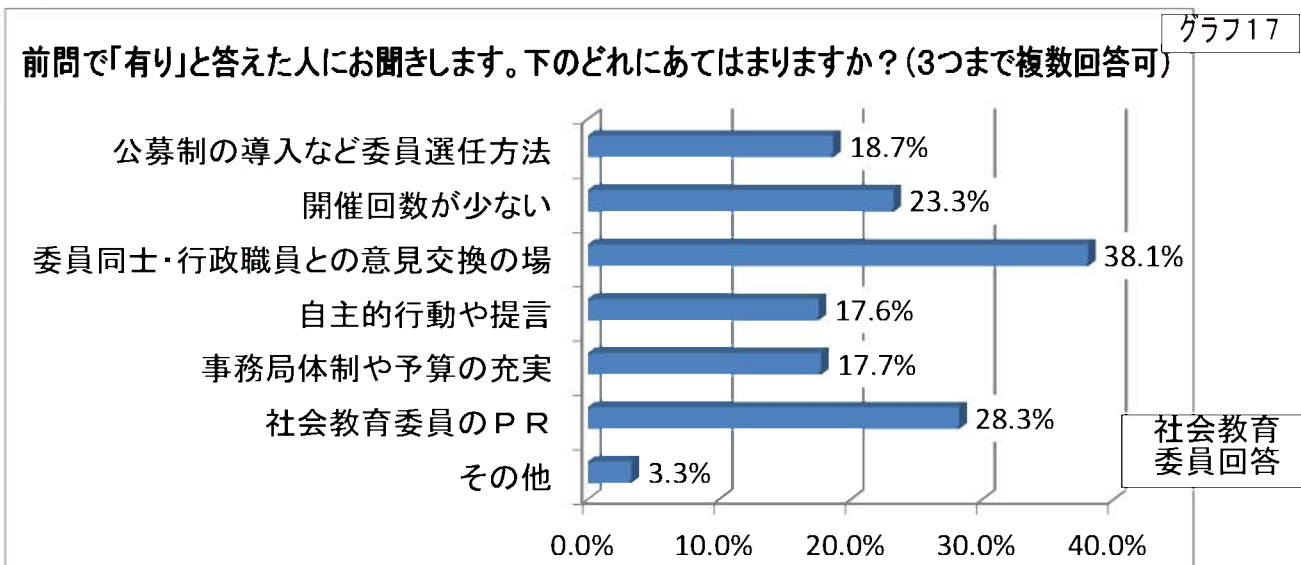
グラフ13、14から「活動の評価」について、社会教育委員は62%、行政側も52%が不活発と答えており、その比率は両者とも半数を超えている。



グラフ15、16では、社会教育委員、事務局がともに活動について「課題有り(69%)」と回答している。

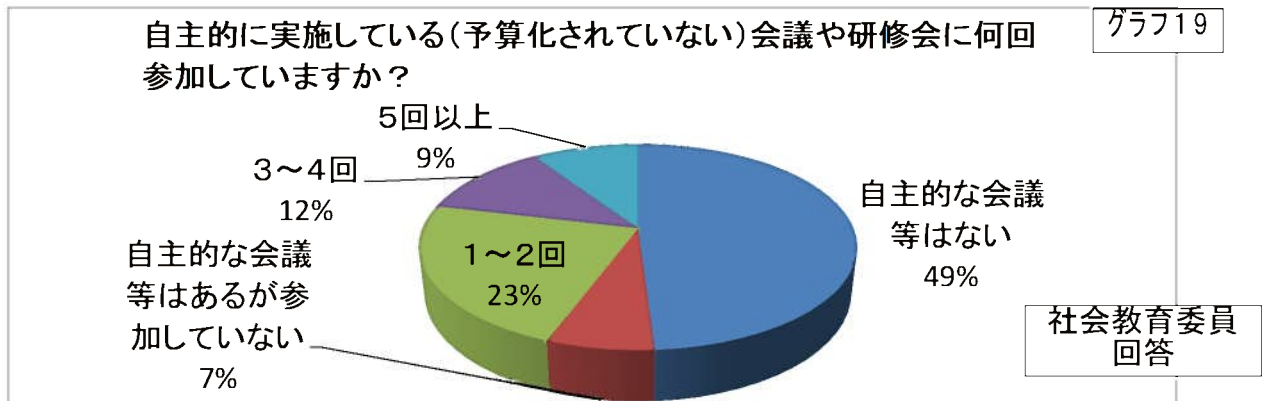


また、具体的にどのような課題があるのかを聞いた結果がグラフ17、18である。



その結果を見ると、「公募制の導入など委員選任方法」、「社会教育委員のPR」など両者の値は同程度である。その一方で、事務局は、「社会教育委員の自主的行動や提言」が一番の課題とし、社会教育委員は、「委員同士・行政職員との意見交換の場」が必要と考えおり、双方の思いに食い違いが見られた。社会教育委員の要望が事務局に伝わるように、委員と事務局との意思疎通の場を設定することが望まれる。

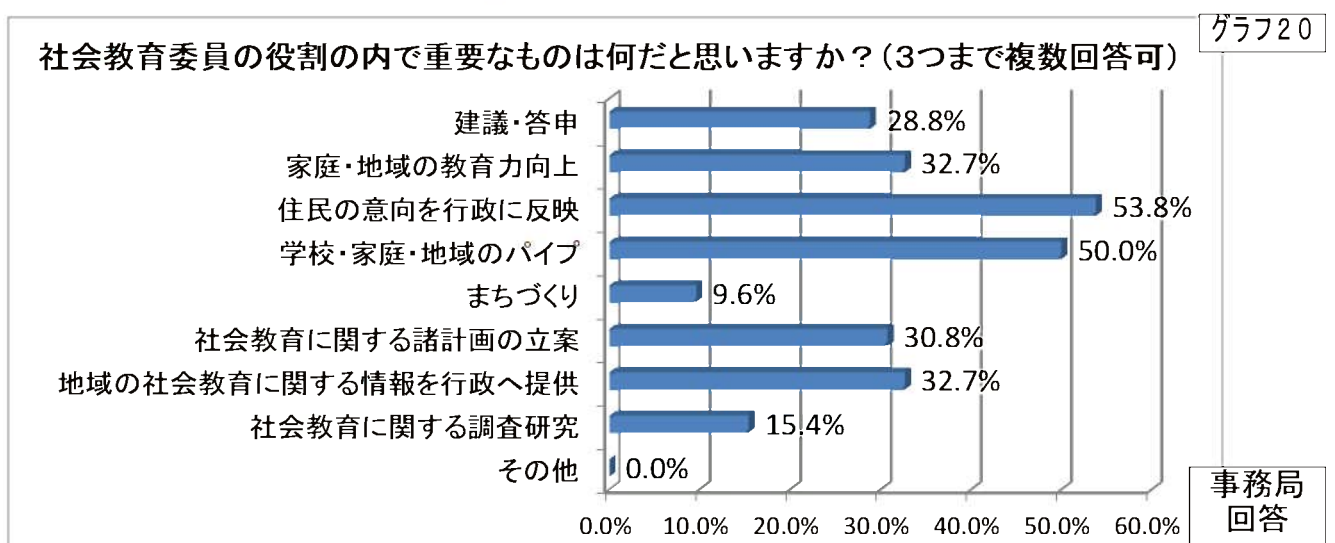
また、グラフ19の「自主的な会議等はない」という回答が49%であるように、社会教育委員が自主的な会議をもつことは多いとは言えない。



記述回答欄には、やる気のある社会教育委員のコメントが多いので、社会教育委員が自主的、主体的に小委員会など会議を開催できるように環境を整えて欲しい。この場合、事務局は、社会教育委員に任せきりとせず、委員の自主的な会議開催を支援する必要がある。

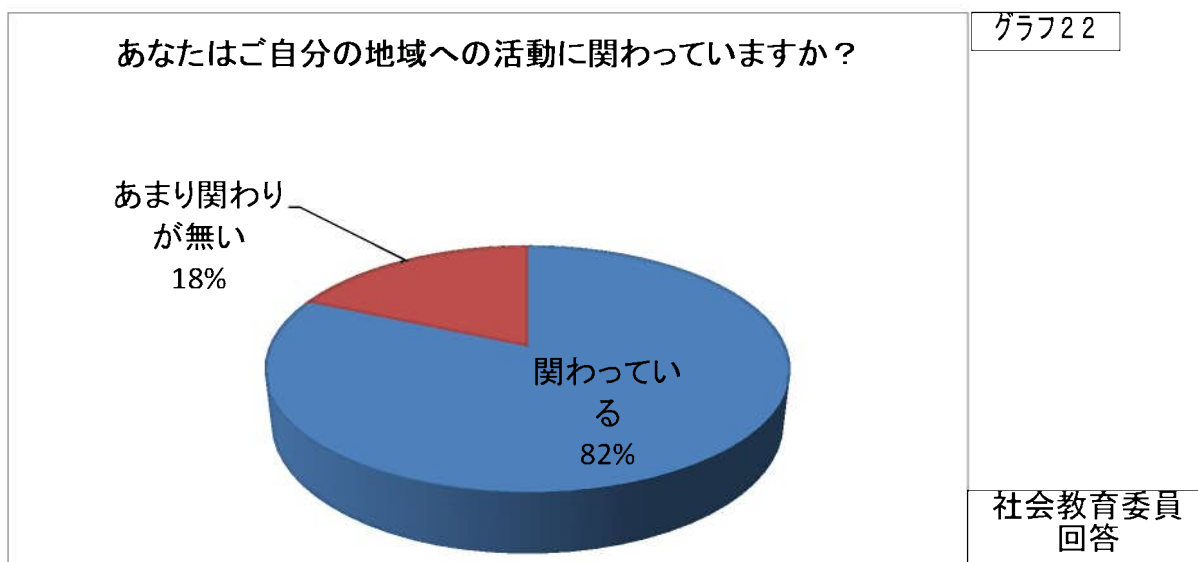
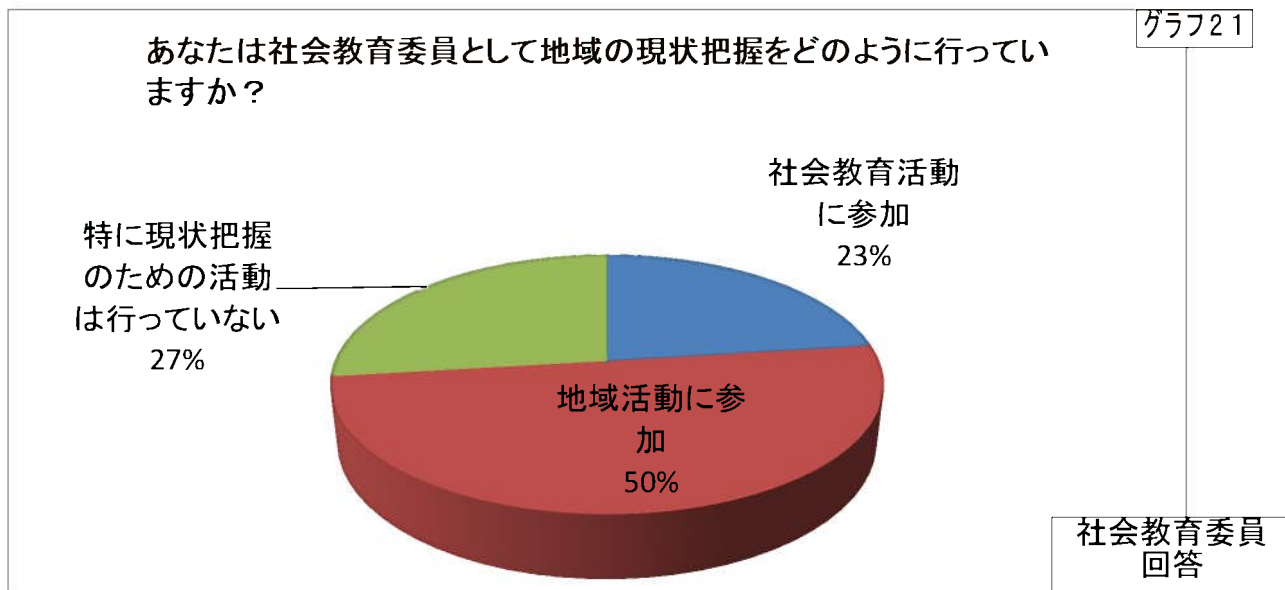
事務局は、グラフ20にあるように、社会教育委員が「住民の意向を行政に反映させる」、「学校・家庭・地域のパイプ役となる」など積極的に活躍してほしいと考えている。

実際に事務局が社会教育委員の重要な職務を認識していても、活性化させるには予算を確保するという課題が残る。



また、グラフ21、22は、社会教育委員と地域の関わりについてである。グラフ21からは、社会教育委員の73%が何らかの形で地域の活動に参加して地域の現状把握を行っていると考えている。また、グラフ22からは、普段から地域の活動に関わっている委員が82%もあり、社会教育委員が地域と密着している人材から選出されて、社会教育委員として、地域に着目し地域のことを知ろうと努力している様子がわかる。

それゆえに、個々の委員には、地域のニーズ、課題を把握し、行政とのパイプ役となり、意見具申、提言を積極的に行うことが期待される。



社会教育委員の記述回答欄からの抜粋

(研修会に参加できない理由)

- ・自分の仕事が休めない。
- ・行政の報告に対する意見交換の場にすぎず、発展性が小さく、研修の意義を見い出せない。

(社会教育委員制度の活性化)

- ・年4回の会議があるが、出席率の悪い委員が何年も継続して選任されている。行政の選任の方法に課題がある。
- ・社会教育委員会議の内容が不適當。改善を提案しても一向に受け入れてもらえない。
- ・事務局からの報告、了承が主で、提案型の会議となっていない。
- ・社会教育全般に対する研究調査活動が不足しているので、市民の要望に応えきれていない。内容が幅広いので、分野ごとの深い検証、提言ができていない。
- ・社会教育委員同士の意見交換ができていない。市独自の研修がない。
- ・社会教育法や社会教育委員の役割が十分理解できておらず、この2点についての学習が課題と考える。
- ・任期1年では何もできない。
- ・委員として、十分役に立っているのかわからない。何をすべきか、何を求めて進むべきか指針がもてないのが現状。もっと活動したい。

(社会教育委員として意識している点)

- ・若者の集まるボランティア活動、市民会議などに積極的に参加するようにしている。
- ・会議（地域市町村や県、東海北陸）に出た際には、できる限り、他の市町村の委員の方と積極的に交流して、情報交換を心がけている。
- ・学校、家庭、地域のパイプ役として、皆が生き生きと過ごせる社会になるよういつもアンテナを張っている。研修会、講演会には努めて参加して、社会教育委員としての自覚をしっかり持つように心がけている。
- ・超高齢社会を迎えて、高齢者の居場所づくりと支え合える絆づくりを意識している。
- ・委員相互の資質向上を目指して、毎回トーク課題を事前に設定し、フリートーク形式で話し合いを実施している。こうした中から、活動の目標が定まることも多い。
- ・地域住民に行政の考え及びサービスを伝え、また反対に地域住民の意見・要望を伝えるようにしている。ただ、社会教育委員といっても誰もわかってもらえない。地道にできる限り、「社会教育委員」の名を出して活動している。

Ⅲ これからの方向性について（提言）

1 社会教育委員について

（1）人選、選任方法について

社会教育委員の人選については、平成25年の改正社会教育法第18条において、「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」と明記されている。すなわち、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」という文部科学省令であり、この内容を参酌して当該地方公共団体の条例で定めるとある。

したがって、豊かな地域社会を実現するための主体的な活動ができる社会教育委員制度へと高めるためには、「公募制」「推薦制」など、選考方法の改善に努める必要がある。その上で、社会教育の振興、地域づくり、地域の活性化などに意欲のある人材の登用が求められる。

なお、60歳以上が半数以上、在任期間が10年以上の者が1割占める一方で、1年未満の者も24%存在するなど若干の偏りがあり、選任にあたって年齢、在任期間を考慮することが望ましい。

また、充て職からの選任は、偏りのない人材配置の点でこれからも必要であると考えるが、1年～2年で交替するケースが多く、例えば、充て職の任期が終了した後も「元〇〇」という形で継続して委員を務めることも可能とするなど配慮が必要である。

（提言）

- ① 事務局は、公募、推薦などの枠を増やし、やる気のある社会教育委員を選任するとともに、年齢・男女のバランスの配慮、在任期間の適正化（短期・長期の回避）を図った人選を行う。
- ② 事務局は、社会教育委員が充て職の場合、その職が替わっても社会教育委員を継続してもらえるように配慮し、委員の人選を行う。

（2）研修について

社会教育委員が地域住民と社会教育行政との架け橋となることが望まれることから、社会教育委員の活動を住民に周知し、積極的な地域との交流を図る必要がある。また、社会教育委員は、生涯学習、社会教育を専門的に研修し、その理解を深めることが求められる。委員就任後、研修を受けずに、その職責をよく理解できないままに委員を交替してしまう現実があり、その職を全うできないケースも多い。事務局の社会教育担当職員も同様と思われるが、専門性の必要な職務には、専門的

かつ質の高い研修を実施、継続する必要がある。

したがって、社会教育委員の社会教育に対する見識を高め、それを維持するため、市町村で様々な研修を企画するとともに、愛知県及び、県社連が実施する社会教育関連研修に積極的に参加させることが望まれる。また、市町村の社会教育委員が他の市町村の社会教育委員と情報交換できる機会を拡大することも大切である。

(提言)

- ① 社会教育委員は、地域の活動に積極的に参加し、地域の現状把握に努めるとともに、地域課題を捉え、教育行政への意見具申の基礎となる調査研究を実施する。
- ② 事務局は、委嘱した社会教育委員に、「社会教育及び社会教育委員の役割」の丁寧かつ十分な説明を行い、社会教育に関する情報提供を積極的に行う。また、専門的な研修会を実施したり、県及び県社連などの研修会に派遣したりするなどし、社会教育委員の人材育成に努める。

2 社会教育委員会会議について

社会教育委員会会議の回数及び、答申及び意見具申の少なく、社会教育行政施策への了承が主な議題となっていることから、改善の余地がある。社会教育委員には、地域を見つめ、地域課題を取り上げ、市町村教育行政への意見具申、提言など、主体的な取組が望まれるところである。

そのため、社会教育委員の会議に、答申や意見具申を検討したり、社会教育の施策内容を立案・計画をする「小委員会」や「専門部会」を設けることが有効と考えられる。さらに、会議の方法として、事務局側からの提案を協議するという形だけではなく、地域課題など社会教育委員の自主的な議題も含めて、委員同士によるグループ討議を積極的に導入し、社会教育委員の個別の発想や主体的な活動意欲を引き出すことで、社会教育委員が自らの地域課題の把握とその解決のために自らがどんな活動をしたらよいのかを検討する場とすることができる。また、教育行政に関する議案は、教育委員会会議で承認されることから、社会教育委員と教育委員が話し合える場を設けるなどの配慮が必要である。

(提言)

- ① 社会教育委員は、委員としての主体性を保つために、定例会の他、自主的に会を企画し、研修、地域課題の検討、さらに互いの所属団体の情報交換をすることが望まれる。
- ② 事務局は、社会教育委員が主体的に参画できるように、社会教育委員会会議に小委員会、専門部会を設置し、また、委員の自主的な活動、会議を奨励し、その設置に向けて支援をする。
- ③ 事務局は、社会教育委員と教育委員が、意見交換できる機会を設ける。

資料編

- ・平成26年度「社会教育委員に関する実態調査」調査票
社会教育委員用
事務局用
- ・愛知県生涯学習審議会社会教育分科会委員名簿
- ・社会教育分科会 審議の経過

平成26年度「社会教育委員会に関する実態調査」調査票（社会教育委員会用）

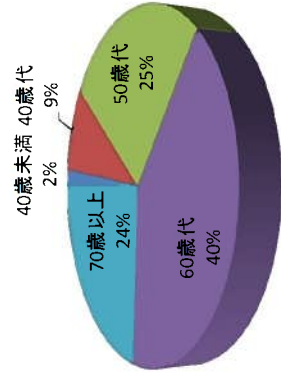
愛知県教育委員会生涯学習課

◎ 質問の番号と(別紙)アンケート回答カードの番号は対応します。1から始まる質問について、あてはまるものの数字を、回答カードの数字に鉛筆で縦1本線でマークしてください。なお、★印の回答は、別紙「記述式回答欄」に記入してください。
 ・「複数回答可」の指示があるもの以外は、回答はもつともふさわしいもの1つを選択し、マークしてください。
 ・「複数回答可」の指示のあるものは、下記の例にしたがって、マークしてください。
 (例) 問17～19→回答が1つの場合は、回答カード17にマークし、18・19にはマークしない。回答が2つの場合は、17・18に1つずつマークし、15にはマークしない。回答が3つの場合は、17～19に1つずつマークする。
 ◎ 調査基準日を平成26年10月1日時点とします。また、その他、設問に期間を指定している場合があります。

問3 あなたの年齢を教えてください。

1	2	3	4	5
40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上

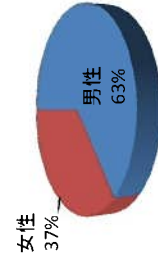
あなたの年齢を教えてください。



問4 あなたの性別を教えてください。

1	2
男性	女性

あなたの性別を教えてください。

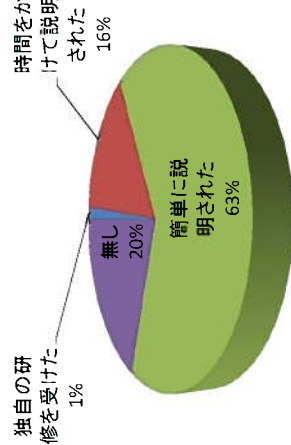


問5

就任時に事務局から社会教育委員の役割についての説明がありましたか？

1	2	3	4
独自の研修を受けた	時間をかけて説明された	簡単に説明された	無し

就任時に事務局から社会教育委員の役割についての説明がありましたか？

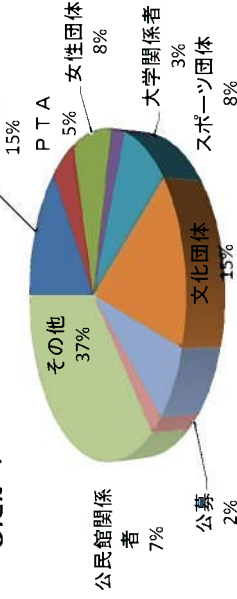


問6

あなたは次のうち、どの区分から選出されましたか？

1	2	3	4	5
学校代表	PTA	女性団体	大学関係者	スポーツ団体
6	7	8	9	その他
文化団体	公民館関係者	公葬	その他	

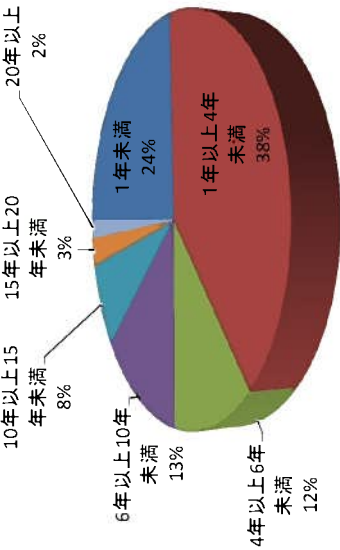
あなたは次のうち、どの区分から選出されましたか？



問7 社会教育委員としての在任期間はどれだけですか？

1	2	3	4
1年未満	1年以上4年未満	4年以上6年未満	6年以上10年未満
5	6	7	
10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	

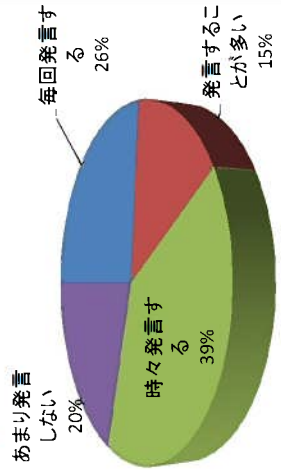
社会教育委員としての在任期間はどれだけですか？



問8 会議での発言状況はどうですか？

1	2	3	4
毎回発言する	発言することが多い	時々発言する	あまり発言しない

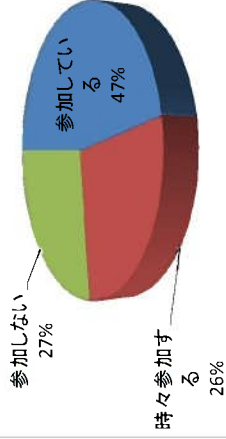
会議での発言状況はどうですか？



問9 所属市町村の企画する研修会に参加していますか？

1	2	3
参加している	時々参加する	参加しない

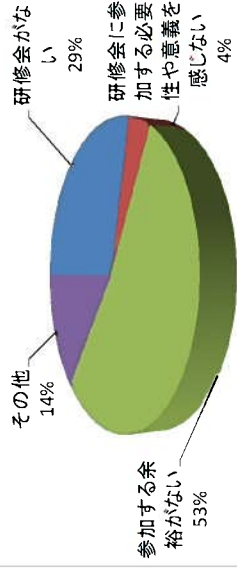
所属市町村の企画する研修会に参加していますか？



問10 前問で「2 時々参加する、3 参加しない」と答えた理由はなんですか？

1	2	3	4
研修会がない	研修会に参加する必要性や意義を感じない	参加する余裕がない	その他

前問で「2 時々参加する、3 参加しない」と答えた理由はなんですか？



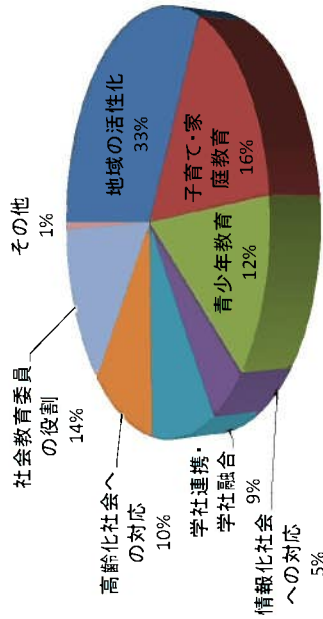
問11

参加したいと希望する研修テーマは何ですか？

1	2	3	4	5
地域の活性化	子育て・家庭教育	青少年教育への対応	情報化社会への対応	学社連携・学社融合

6	7	8
高齢化社会への対応	社会教育委員の役割	その他

参加したいと希望する研修テーマは何ですか？



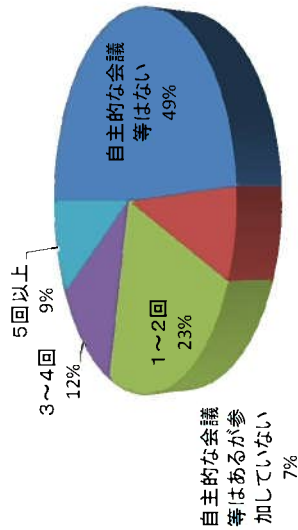
問12

自主的に実施している(予算化されていない)会議や研修会に何回参加していますか。

※平成25年度※1年目の方は就任からこれまで

1	2	3	4	5
自主的な会議等はあるが参加していない	自主的な会議等はあるが参加している	1~2回	3~4回	5回以上

自主的に実施している(予算化されていない)会議や研修会に何回参加していますか？

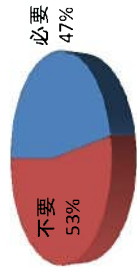


問13

前問で「自主的な会議等はない」と答えた場合は、その必要性を感じますか。

1	2
必要	不要

前問で「自主的な会議等はない」と答えた場合は、その必要性を感じますか。

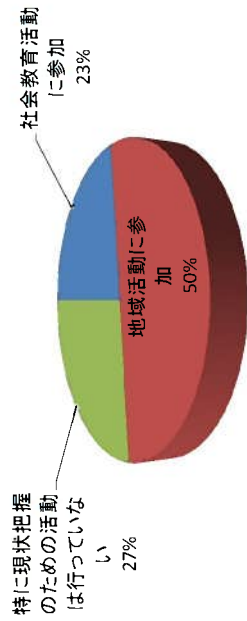


問14

あなたは社会教育委員として地域の現状把握をどのように行っていますか？

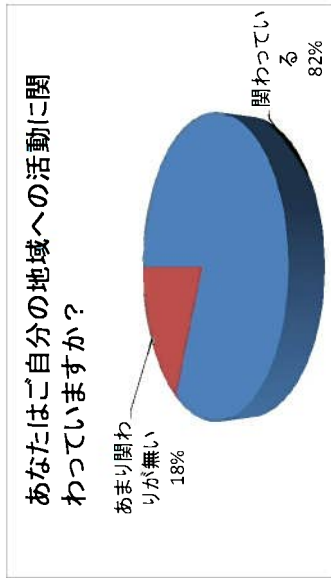
1	2	3
社会教育活動に参加	地域活動に参加	特に現状把握のための活動は行っていない

あなたは社会教育委員として地域の現状把握をどのように行っていますか？



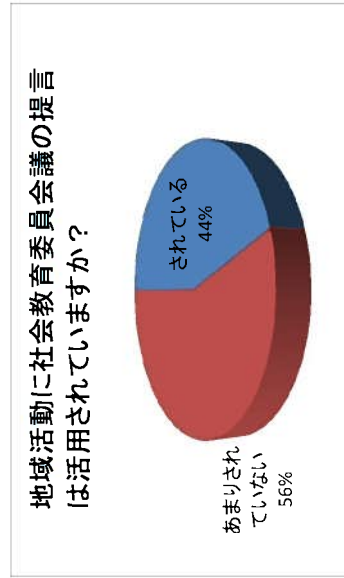
問15 あなたはご自分の地域への活動に関わっていますか？

1	2
関わっている	あまり関わりが無い



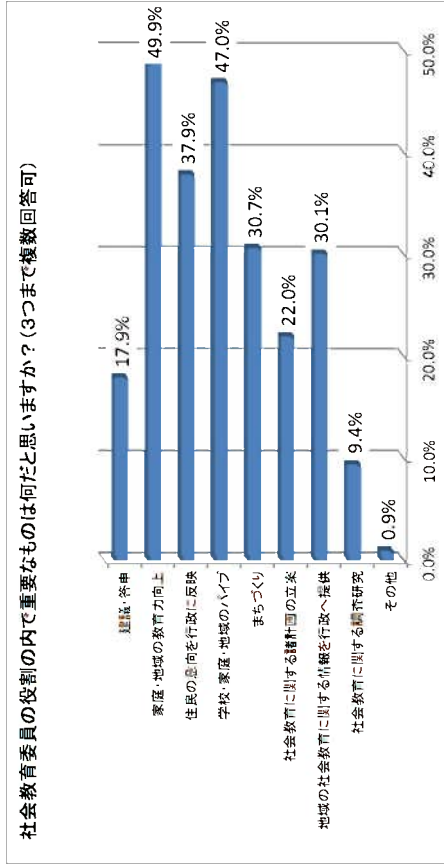
問16 地域活動に社会教育委員会議の提言は活用されていますか？

1	2
されている	あまりされていない



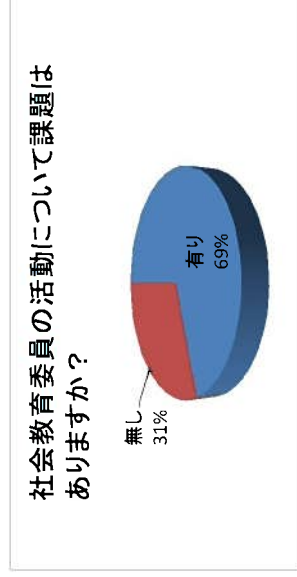
問17～19 社会教育委員の役割の内で重要なものは何だと思いますか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5
建議・啓申	家庭・地域の教育力向上	住民の意向を行政に反映	学校・家庭・地域のハイブリッド	まちづくり
6	7	8	9	
社会教育に関する諸計画の立案	地域の社会教育に関する権利を行政へ提供	社会教育に関する調査研究	その他	



問20 社会教育委員の活動について課題はありますか。

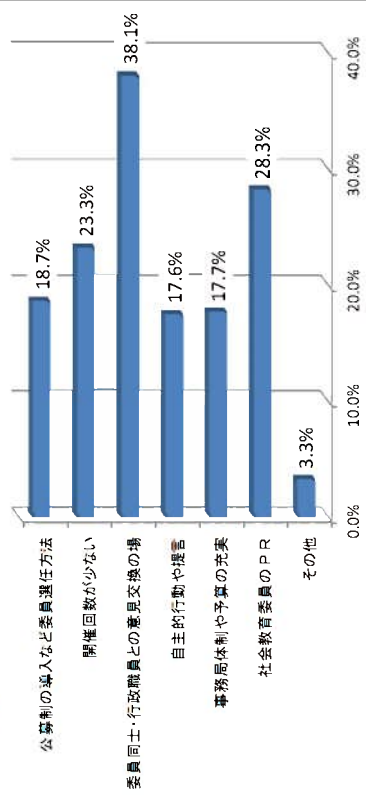
1	2
有り	無し



問21～ 前問で「有り」と答えた人にお聞きします。下のどれにあてはまりますか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5	6	7
公募制の導入など委員選任方法	開催回数が少ない	委員同士・行政職員との意見交換の場が少ない	自主的行動や提言	事務局体制や予算の実	社会教育委員のPR	その他

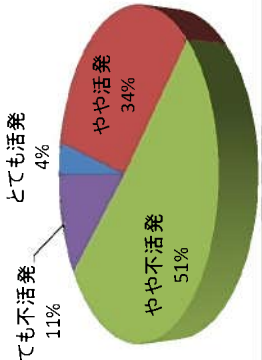
前問で「有り」と答えた人にお聞きします。下のどれにあてはまりますか？(3つまで複数回答可)



問22 社会教育委員としての活動の様子についてお伺いします。あなたは社会教育委員としての活動を自己評価すると、次のうちどれにあてはまると思われますか？

1	2	3	4
とても活発	やや活発	やや不活発	とても不活発

あなたは社会教育委員としての活動を自己評価すると、次のうちどれにあてはまると思われますか？



平成26年度「社会教育委員に関する実態調査」調査票(事務局用)

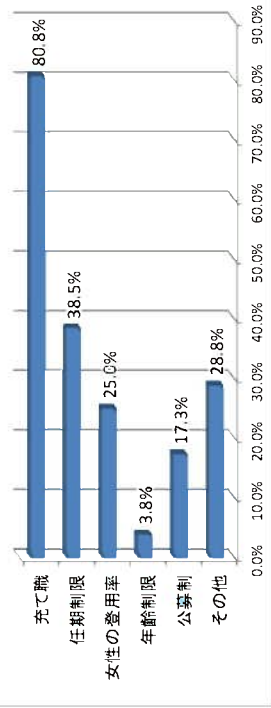
愛知県教育委員会生涯学習課

- ③ 質問の番号と(別紙)アンケート回答カードの番号は対応します。1から始まる質問について、あてはまるものの数字を、回答カードの数字に鉛筆で縦1本線でマークしてください。なお、★印の回答は、別紙「記述式回答欄」に記入してください。
- ④ 「複数回答可」の指示があるもの以外は、回答はひとつもふさわしいもの1つを選択し、マークしてください。
- ⑤ 「複数回答可」の指示のあるものは、下記の列にしたがって、マークしてください。
- (例)問3～5→回答が1つの場合は、回答カード3にマークし、4・5にはマークしない。回答が2つの場合は、3・4に1つずつマークし、5にはマークしない。回答が3つの場合は、3～5に1つずつマークする。
- ⑥ 調査基準日を平成26年10月1日時点とします。また、その他、設問に期間を指定している場合があります。

問3～5 社会教育委員の人選はどのような観点から行っていますか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5	6
充て職	任期制限	女性の登用率	年齢制限	公募制	その他

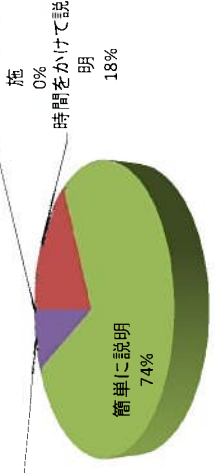
社会教育委員の人選はどのような観点から行っていますか？(3つまで複数回答可)



問6 社会教育委員の就任時に社会教育委員の役割についての説明をしましたか？

1	2	3	4
独自に研修を実施	時間をかけて説明	簡単に説明	無し

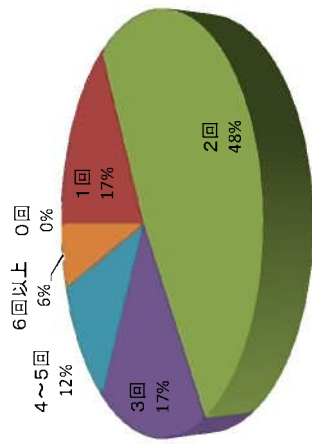
社会教育委員の就任時に社会教育委員の役割についての説明をしましたか？



問7 社会教育委員会議の開催年間回数はどうですか？(平成25年度)

1	2	3	4	5	6
0回	1回	2回	3回	4~5回	6回以上

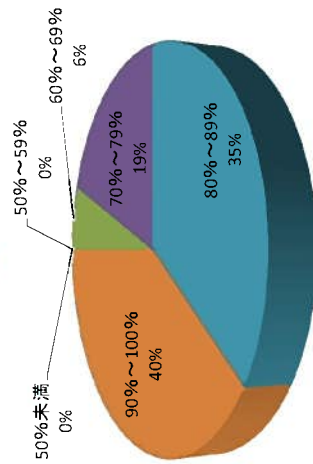
社会教育委員会議の開催年間回数はどうですか？(平成25年度)



問8 社会教育委員会議への出席率はどうですか？(平成25年度)

1	2	3	4	5	6
50%未満	50%~59%	60%~69%	70%~79%	80%~89%	90%~100%

社会教育委員会議への出席率はどうですか？(平成25年度)

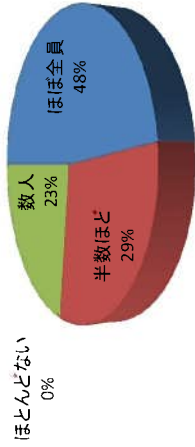


問9

会議での発言状況はどうですか？

1	2	3	4
ほぼ全員	半数ほど	数人	ほとんどない

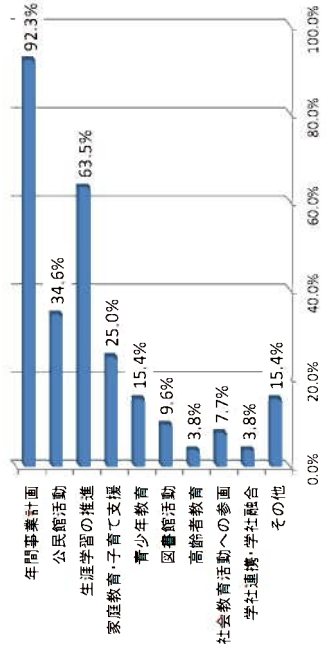
会議での発言状況はどうですか？



問10 ~12 平成25年に実施した社会教育委員会議の議題の内容はどのようなですか？(3つまで複数回答可)

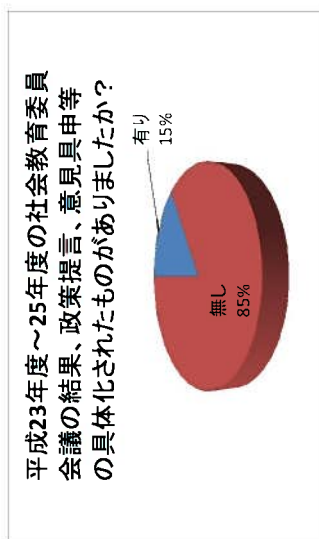
1	2	3	4	5
年間事業計画	公民館活動	生涯学習の推進	家庭教育・子育て支援	青少年教育
6	7	8	9	10
図書館活動	高齢者教育	社会教育活動への参画	学社連携・学社啓言	その他

平成25年に実施した社会教育委員会議の議題の内容はどのようなですか？(3つまで複数回答可)



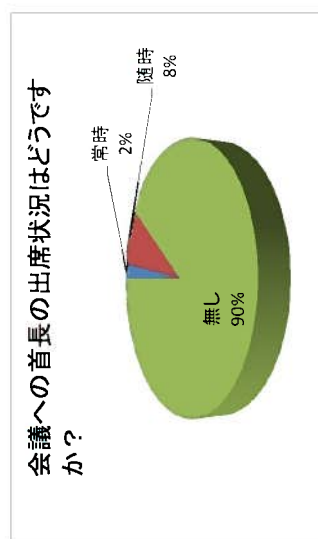
問13 平成23年度～25年度の社会教育委員会会議の結果、政策提言、意見具申等の具体化されたものがありましたか？

1	2	3
有り	無し	



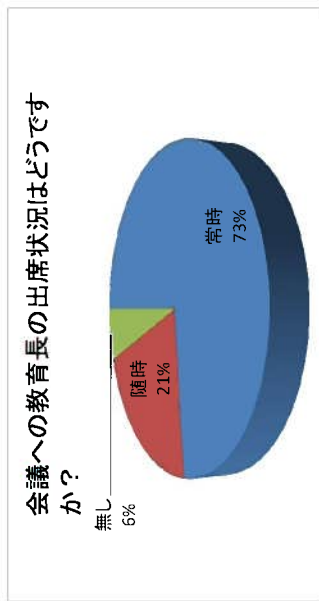
問14 会議への首長の出席状況はどうですか？

1	2	3
常時	随時	無し



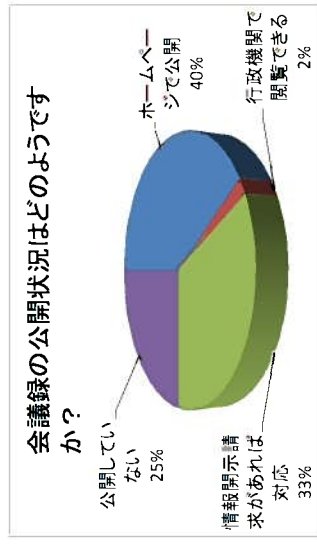
問15 会議への教育長の出席状況はどうですか？

1	2	3
常時	随時	無し



問16 会議録の公開状況はどのようですか？

1	2	3	4
ホームページで公開	行政機関で閲覧できる	情報開示請求があれば対応	公開していない

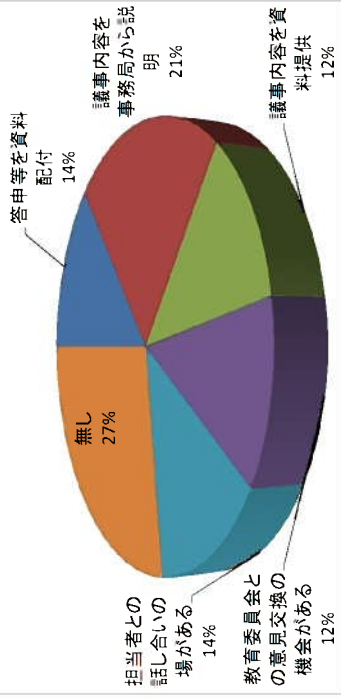


問17

教育委員会への意見の反映はどのように行われていますか？

1	2	3	4	5	6
答申等を資料配付	議事内容を事務局から説明	議事内容を資料提供	教育委員会との意見交換の機会がある	担当者との話し合いの場がある	無し

教育委員会への意見の反映はどのように行われていますか？



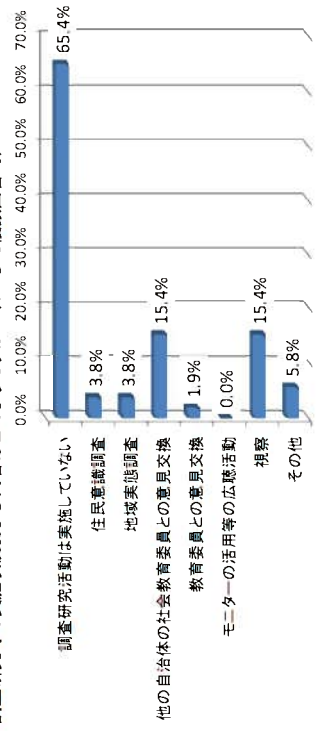
問18
～20

調査研究等の実施状況および内容はどのようなのですか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5	6
調査研究活動は実施していない	住民意識調査	地域実態調査	他の自治体の社会教育委員との意見交換	教育委員との意見交換	モニターの活用等の広聴活動

6	7	8
モニターの活用等の広聴活動	視察	その他

調査研究等の実施状況および内容はどのようなのですか？(3つまで複数回答可)

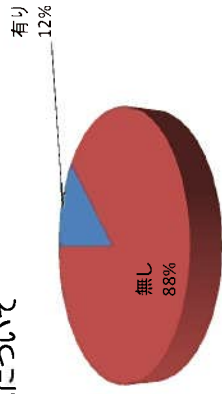


問21

平成25年度の調査研究活動等の予算化について

1	2
有り	無し

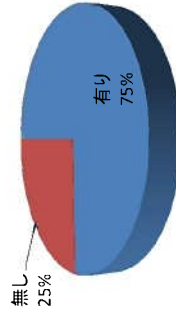
平成25年度の調査研究活動等の予算化について



平成25年度の各種研究大会への参加費(旅費含む)の予算化について

1	2
有り	無し

平成25年度の各種研究大会への参加費(旅費含む)の予算化について

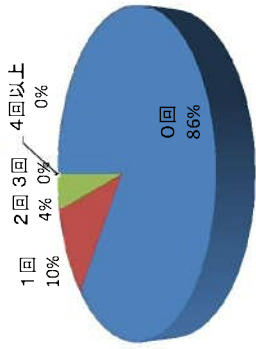


問23

市町村主催の研修会の回数はどのようですか？(平成25年度)

1	2	3	4	5
0回	1回	2回	3回	4回以上

市町村主催の研修会の回数はどのようですか？(平成25年度)

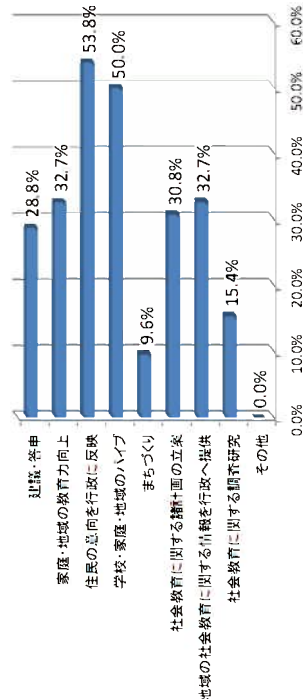


問24
～26

社会教育委員の役割の内で重要なものは何だと思いますか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5
建設・審申	家庭・地域の教育力向上	住民の意向を行政に反映	学校・家庭・地域のハイブ	まちづくり
6	7	8	9	
社会教育に関する種計画の立案	地域の社会教育に関する情報を行う政へ提供	社会教育に関する情報に関する調査研究	社会教育に関する調査研究	その他

社会教育委員の役割の内で重要なものは何だと思いますか？(3つまで複数回答可)

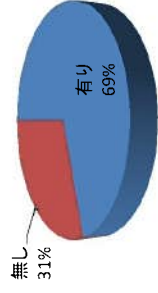


問27

社会教育委員の活動について課題はありますか。

1	2
有り	無し

社会教育委員の活動について課題はありますか？

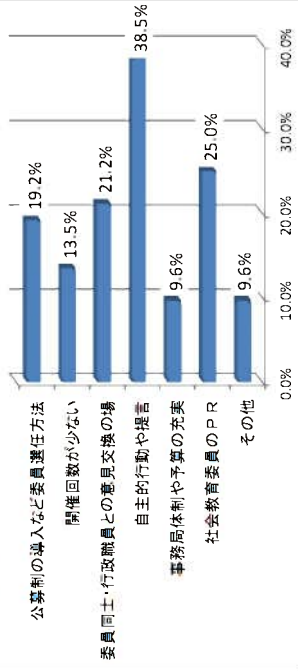


問28
～30

前問で「有り」と答えた人にお聞きします。下のどれにあてはまりますか？(3つまで複数回答可)

1	2	3	4	5	6	7
公募制の導入など委員選任方法	開催回数が少ない	委員同士・行政職員との意見交換の場	自主的行動や提言	事務局体制や予算の充実に充て	社会教育委員のPR	その他

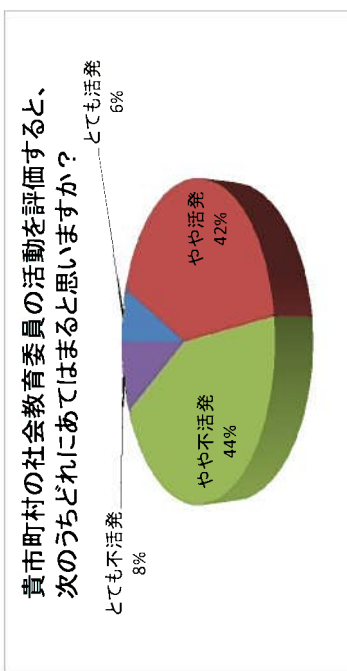
前問で「有り」と答えた人にお聞きします。下のどれにあてはまりますか？(3つまで複数回答可)



問31

社会教育委員の活動の様子についてお伺いします。貴市町村の社会教育委員の活動を評価すると、次のうちどれにあてはまると思われますか？

1	2	3	4
とても活発	やや活発	やや不活発	とても不活発



愛知県生涯学習審議会社会教育分科会委員名簿

(五十音順・敬称略 平成28年3月時点)

氏名	所属・職名等	備考
足立 誠	愛知県私学協会常任理事	
恩田やす恵	愛知県公立高等学校長会（県立国府高等学校長）	
加来 正晴	愛知県都市教育長協議会（半田市教育委員会教育長）	
河合 智仁	愛知県小中学校長会（蒲郡市立蒲郡南部小学校長）	
志村 貴子	子育てネットワーカー	
西山 妙子	愛知県地域婦人団体連絡協議会会長	
松田 武雄	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授	分科会長
山内 晴雄	愛知県社会教育委員連絡協議会会長	
吉田とき枝	愛知県家庭教育企画委員（名古屋市立第一幼稚園長）	

審議の経過

- ① 平成26年9月8日（月）愛知県議会議事堂ラウンジ
第1回社会教育分科会
 - ・会長・会長職務代理者の選出
 - ・会議録署名人の指名
 - ・市町村における社会教育委員制度活用の課題と在り方について
調査の計画とアンケート項目の検討
- ② 平成27年 2月24日（火）愛知県議会議事堂ラウンジ
 - ・「市町村における社会教育委員制度活用の課題と在り方について」のとりまとめの概要について
調査の結果と報告書の骨子について
- ③ 平成27年10月29日（木）愛知県議会議事堂ラウンジ
 - ・報告書の検討
- ④ 平成28年 2月 日（ ）愛知県議会議事堂ラウンジ
 - ・報告書の最終討議
- ⑤ 平成28年 3月
 - ・報告書の愛知県教育委員会ホームページへの掲載（公表）